

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 麗澤大学は、廣池千九郎の教学の精神に基づき、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)に則り大学教育を通じて世界の平和と人類の幸福の実現に貢献するため、この学則の定めるところによって研究・教授を行い、円満な知徳と精深な学芸、特に世界的・国際的識見を備えた有能な人材を養成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 1 条の 2 麗澤大学は、教育研究水準の向上をはかり、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努める。

第 2 章 組織

(学部・学科・定員)

第 2 条 本学に外国語学部を置き、その学科及び入学定員は、次のとおりとする。

| 学部 | 学科 | 収容定員 | 入学定員 |
|-------|-------|-------|-------|
| 外国語学部 | 外国語学科 | 880 名 | 220 名 |

2 本学に経済学部を置き、その学科及び入学定員は、次のとおりとする。

| 学部 | 学科 | 収容定員 | 入学定員 |
|------|------|-------|-------|
| 経済学部 | 経済学科 | 440 名 | 110 名 |
| | 経営学科 | 440 名 | 110 名 |

3 本学に国際学部を置き、その学科及び入学定員は、次のとおりとする。

| 学部 | 学科 | 収容定員 | 入学定員 |
|------|-------------|-------|------|
| 国際学部 | 国際学科 | 320 名 | 80 名 |
| | グローバルビジネス学科 | 320 名 | 80 名 |

4 外国語学部は、多言語・多文化の共存を実現するための包括的な価値観を形成し、語学力・コミュニケーション能力・多文化理解能力を備え、グローバル化に対応できる人材、すなわち国際的教養人を育成することを目的とする。

5 経済学部は、国際性と倫理性を備え国際社会に貢献し得る人材を育成するという理念のもとに、経済学・経営学に関する基礎的専門力を備えた人材、すなわち国際公共人を育成することを目的とする。

6 国際学部は、グローバル社会で生き抜くコミュニケーション能力と人間力を身につけ、地球規模で生ずる様々な問題を把握し、それに対処していける人材、すなわち高い志と倫理観を備えたグローバルリーダーを育成することを目的とする。

(大学院)

第 2 条の 2 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する規程は、別に定める。

第 3 条 削除

(附属機関)

第 4 条 本学に附属機関を置く。

2 附属機関に関する規程は、別に定める。

(図書館)

第5条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(事務局)

第5条の2 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、別に定める。

(組織等の設置)

第5条の3 第2条から前条までに定める組織のほか、学長が定めるところにより、その他の組織を置くことができる。

第3章 職員組織

(学長)

第6条 本学に、学長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 学長の任用に関する規程は、別に定める。

(副学長)

第6条の2 必要に応じて、副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長の任用に関する規程は、別に定める。

(学長補佐)

第6条の3 必要に応じて、学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐は、学長の企画及び立案を補助し、学長から特に指示された校務を遂行する。

3 学長補佐の任用に関する規程は、別に定める。

(教員)

第7条 本学に、教授、准教授、助教、講師、助手を置く。

2 教員は、次の各号に示す教育研究上の職務並びに大学運営上必要とする校務を任務とする。

(1) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(2) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(3) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(4) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(5) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

3 教員の任用又は委嘱に関する規程は、別に定める。

(学部長等)

第8条 本学に、外国語学部長、経済学部長、国際学部長、言語教育研究科長、経済研究科長、学校教育研究科長、図書館長及び附属機関の長(以下「学部長等」という。)を置く。

2 学部長等の任用に関する規程は、別に定める。

(職員)

第9条 本学に、一般職、技能職の職員を置く。

第4章 教授会・大学執行部会議・委員会

(学部教授会)

第10条 各学部に、学部教授会を置く。

2 学部教授会は、学長が次の各号について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前2号に規定するものの他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が諮問する事項
- 3 学部教授会は、前項に規定するものの他、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 学部教授会は、学部長が招集し、その議長となる。学部長に支障のあるときは、あらかじめ指名された者が招集し、その議長となる。
- 5 学部教授会は、専任の教授、准教授並びに学部教授会が必要と認めるその他の教員をもって構成する。
- 6 学部教授会に関する規程は、別に定める。

(大学執行部会議)

第11条 本学に、学長が全学的重要事項について決定を行うに当たり意見を聴取するため、大学執行部会議を置く。

2 大学執行部会議において取り扱う事項は、次のとおりとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に規定するものの他、教育研究に関する重要な事項で、学長が諮問する事項

3 大学執行部会議は、学長が招集し、その議長となる。学長に支障のあるときは、副学長が招集し、その議長となる。

4 大学執行部会議の構成は、次のとおりとする。ただし、兼務する者がある場合は、その実数を減ずる。

| | |
|------|---------------|
| 学長 | 大学事務局長 |
| 副学長 | 大学事務局の部長及び副部長 |
| 学部長 | |
| 研究科長 | |

5 大学執行部会議に関する規程は、別に定める。

第12条 削除

(委員会)

第13条 本学に、常設の委員会並びに臨時の委員会を置くことができる。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

第5章 学年・学期・休業日

(学年)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第15条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から9月19日まで
- (2) 第2学期 9月20日から翌年3月31日まで

(休業日)

第16条 授業の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 本学記念日 6 月 4 日
- (4) 夏季休暇 8 月 1 日から 9 月 19 日まで
- (5) 冬季休暇 12 月 20 日から翌年 1 月 9 日まで
- (6) 春季休暇 翌年 3 月 1 日から 3 月 31 日まで

2 必要があるときは、学長は、前項の休業日を変更することがある。

第 6 章 修業年限・在学年限

(修業年限)

第 17 条 学部の修業年限は、4 年とする。

(在学年限)

第 18 条 学生は、8 年を超えて在学することはできない。

2 第 24 条及び第 31 条の規定により入学した者は、在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第 7 章 入学

(入学時期)

第 19 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上支障がないときは第 2 学期の始めに入学させることがある。

(入学資格)

第 20 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。))に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、別に定める入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達したもの

(入学志願)

第 21 条 本学に入学を志願する者は、指定の期日までに、本学所定の書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

2 入学志願に関する必要事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第 22 条 入学志願者の選考は、学力試験その他の方法により行う。

2 本学指定の高等学校の卒業生については、その卒業又は修了に続く年度の入学に限り、学力試験によらず、その選考を行うことがある。

3 入学志願者の選考に関する必要事項は、別に定める。

(入学手続き・許可)

第 23 条 選考により合格した者は、指定の期日までに本学所定の書類を提出し、入学金その他の諸費を納めなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第 24 条 本学への編入学は、志願する学科に欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次にこれを許可することがある。

2 編入学をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 他の大学又は本学の一つの学科を卒業した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 大学入学資格を有し、かつ専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者

(4) 大学に2年以上在学した者

3 前項第4号の規定にかかわらず、大学に1年以上在学した者についても編入学を許可することがある。

4 第21条第1項及び前条第1項の定めは、編入学志願者に準用する。

5 編入学志願者の選考に関する必要事項は、別に定める。

(保証人)

第 25 条 本学に入学を許可された者は、保証人を定め、届け出なければならない。

2 保証人は、入学者の父母又はこれに代わる者とする。

3 保証人が改姓改名したとき、又は住所等を変更したときは、直ちに届け出なければならない。

4 保証人が死亡したとき、又はその資格を失ったときは、直ちに新しい保証人を定め、届け出なければならない。

第 8 章 休学・留学・退学・再入学・転部・転科・除籍・復籍

(休学)

第 26 条 学生が疾病その他特別の理由により1か月以上修学することができない場合は、願い出により休学を許可することがある。

2 学生が疾病その他特別の理由により1か月以上修学することが適当でないと認められる場合は、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第 27 条 前条に規定する休学は、学期末又は学年末を学籍上の終期とする。

2 休学期間は、継続して2年を限度とし、通算4年を超えることはできない。ただし、特殊の事由がある場合には、継続して3年を限度とすることがある。

3 休学期間は、第18条に規定する在学期間には算入しない。

4 休学期間中に休学の理由が消滅した場合は、願い出により、休学の取消しを認め、復学を許可することがある。

5 休学期間中に期間を短縮したいときは、願い出により、期間の変更を許可することがある。

(留学)

第 28 条 学生が本学が認める外国の大学又はこれに準ずる高等教育機関へ留学する場合は、願い出により留学を許可することがある。

2 前項の定めにより留学できる期間は、1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合には、1年を限度に延長を許可することがある。

3 留学期間は、第18条に規定する在学期間へ算入する。

4 留学に関する規程は、別に定める。

第 29 条 削除

(退学)

第 30 条 学生が退学しようとする場合は、願い出により、これを許可することがある。

(再入学)

第 31 条 前条の規定により退学した者が、再入学を願い出たときは、退学後 2 年以内に限り、これを許可することがある。

2 再入学を許可された者は、指定の期日までに本学所定の書類を提出し、第 56 条の 2 に規定する学費を納めなければならない。

(転部・転科)

第 32 条 転部並びに転科は、入学後 2 年以内の学生に限り、志願する学部学科に欠員のあるときは、これを許可することがある。

2 転部並びに転科に関する規程は、別に定める。

(除籍)

第 33 条 次の各号のいずれかに該当する者は除籍することがある。

- (1) 学費その他の諸費を所定の期限までに納入せず、督促を受けても納入しない者
- (2) 第 18 条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第 27 条第 2 項に定める休学期間を超えた者
- (4) 入学年度の 4 月末日までに入学を取り消した者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者
- (6) 在学中に死亡した者

(復籍)

第 34 条 前条第 1 項第 1 号及び第 5 号の定めによって除籍された者が、2 年以内に所定の手続きを経て、復籍を願い出たときは、これを許可することがある。

第 9 章 卒業・学位

(卒業要件・時期)

第 35 条 学生が本学に 4 年以上在学し、第 45 条又は第 46 条に規定する単位を修得したときは、本学の課程を修了したものと認定し、卒業証書を授与する。ただし、在学期間に関しては、所定の単位を優秀な成績で修得したと認められる者は、3 年以上在学すれば足りるものとする。

2 卒業の時期は学年の終わりとする。ただし、第 1 学期末とすることがある。

(学位)

第 36 条 本学外国語学部を卒業した者には、学士(文学)の学位を授与する。

2 本学経済学部経済学科を卒業した者には、学士(経済学)の学位を授与する。

3 本学経済学部経営学科を卒業した者には、学士(経営学)の学位を授与する。

4 本学国際学部国際学科を卒業した者には、学士(国際コミュニケーション)の学位を授与する。

5 本学国際学部グローバルビジネス学科を卒業した者には、学士(グローバルビジネス)の学位を授与する。

6 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 賞罰

(表彰)

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する学生に対して、学長が表彰することがある。

- (1) 人物及び学業成績ともに優れていると認められる者
- (2) 本学内外において、大学の名声を高め、あるいは学生の模範であると認められる者

(懲戒)

第 38 条 学生が、その本分に反する行為をしたときは懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び戒告とする。
- 3 懲戒に関する手続、その他必要な事項については、別に定める。

第 11 章 外国人留学生・帰国子女学生

(外国人留学生)

第 39 条 外国人が、本学に入学を志願するときは、特別選抜を実施し、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生の入学に関しては、第 20 条から第 25 条までの規定を適用する。

(帰国子女学生)

第 40 条 外国において、相当の期間、中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けた日本国籍を有する者が、入学を志願したときは、特別選抜を実施し、帰国子女学生として入学を許可することができる。

- 2 帰国子女学生の入学に関しては、第 20 条から第 25 条までの規定を適用する。

第 12 章 科目等履修生・聴講生・特別聴講生・特別聴講学生

(科目等履修生)

第 40 条の 2 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生がその履修した授業科目について試験を受け合格した場合は、単位を与える。
- 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

第 41 条 本学の学生以外の者が授業科目の聴講を希望するときは、教育に支障のない場合に限り、聴講生として受入れを許可することがある。

- 2 聴講生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講生)

第 42 条 外国の大学等の学生が本学の授業科目の聴講を希望するときは、当該大学等との協議に基づき、特別聴講生として許可することがある。

- 2 特別聴講生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 42 条の 2 他の大学との協議に基づき、当該大学の学生を特別聴講学生として入学を許可し、本学が開設する授業科目を履修させることがある。

- 2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

第 13 章 教育課程・履修方法

(外国語学部の授業科目・単位)

第 43 条 外国語学部の授業科目を分けて、専門科目、共通科目及び外国語科目とする。

- 2 前項に定める授業科目及び単位は、別表 1 のとおりとする。

(経済学部の授業科目・単位)

第 43 条の 2 経済学部の授業科目を分けて、専門科目、共通科目及びキャリア科目とする。

- 2 前項に定める授業科目及び単位は、別表 2 のとおりとする。

(国際学部の授業科目・単位)

第 43 条の 3 国際学部の授業科目を分けて、学科専門科目、学部共通科目、卒業研究科目及び全学共通科目とする。

2 前項に定める授業科目及び単位は、別表 3 のとおりとする。

(授業期間)

第 43 条の 4 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(日本語科目)

第 44 条 第 43 条、第 43 条の 2 及び第 43 条の 3 に規定するもののほか、第 39 条に規定する外国人留学生及び第 40 条に規定する帰国子女学生のため、日本語科目を置く。

2 前項に定める授業科目及び単位は、別表 4 のとおりとする。

(外国語学部の卒業必要単位数)

第 45 条 外国語学部の卒業に必要な単位数は、総計 124 単位以上とする。

2 前項に定める単位の修得方法は、別表 5 のとおりとする。

第 45 条の 2 削除

(外国語学部の授業科目の履修・単位認定)

第 45 条の 3 外国語学部の授業科目の履修及び単位認定に関する規程は、別に定める。

(経済学部の卒業必要単位数)

第 46 条 経済学部の卒業に必要な単位数は、総計 124 単位以上とする。

2 前項に定める単位の修得方法は、別表 6 のとおりとする。

第 46 条の 2 削除

(経済学部の授業科目の履修・単位認定)

第 46 条の 3 経済学部の授業科目の履修及び単位認定に関する規程は、別に定める。

(国際学部の卒業必要単位数)

第 46 条の 4 国際学部の卒業に必要な単位数は、総計 124 単位以上とする。

2 前項に定める単位の修得方法は、別表 7 のとおりとする。

(国際学部の授業科目の履修・単位認定)

第 46 条の 5 国際学部の授業科目の履修及び単位認定に関する規程は、別に定める。

(単位の算定基準)

第 47 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で学部が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、30 時間から 45 時間までの範囲で学部が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 第 1 項の定めにかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業については、学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

3 各授業科目の授業方法は、別に定める。

(単位の認定)

第 48 条 各授業科目の単位認定は、試験及び平素の成績その他出席状況等を考慮して行う。試験は、筆記・口述・論文等の方法によって行う。

- 2 成績評価は、S、A、B、C、D、E の 6 段階とし、S、A、B、C を合格とする。
- 3 第 40 条の 2 に規定する科目等履修生の単位認定についても本条を準用する。

第 48 条の 2 削除

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 49 条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、第 28 条の規定により、学生が外国の大学又は短期大学へ留学した場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 49 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 50 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第 31 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 49 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 4 前 3 項に定める既修得単位の取扱いに関する規程は、別に定める。

第 14 章 教職課程

(教職課程)

第 51 条 本学に教育職員免許状授与のための所要資格を得させるための課程を置く。

- 2 課程認定の基礎となる学部及び学科並びに教育職員免許状の種類及び免許教科は、別表 8 のとおりとする。

(教育の基礎的理解に関する科目等及び司書教諭に関する科目)

第 52 条 本学に前条の規定による教育の基礎的理解に関する科目等及び司書教諭に関する科目を置く。

- 2 前項の授業科目及び単位は、別表 9 のとおりとする。
- 3 本学の学生及び科目等履修生が、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)の規定するところにより、必要な単位を修得した場合には、教育職員免許状授与のための所要資格を得ることができる。
- 4 教育の基礎的理解に関する科目等の履修規程は、別に定める。

(日本語教員養成課程)

第 52 条の 2 本学に日本語教員養成課程を置く。

2 前項の日本語教員養成課程に関する規程は別に定める。

第 15 章 学費

(入学検定料)

第 53 条 入学検定料は、35,000 円とする。ただし、大学入試共通テストを利用する検定については 17,000 円とする。

2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生の入学検定料は 25,000 円とする。ただし、書類選考のみの検定及び 3 月に選考する検定については 10,000 円とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、一般選抜共通テスト併用型の入学検定料は課さない。

(学費)

第 54 条 学費は、次のとおりとする。ただし、入学金は、入学年度のみ徴収とする。

| | |
|--------|-----------|
| 入学金 | 260,000 円 |
| 授業料 | 830,000 円 |
| 施設費 | 300,000 円 |
| 実験・実習費 | 実費 |

(在学 5 年以上の学生の授業料)

第 54 条の 2 前条の規定にかかわらず、在学 5 年以上の学生については、履修単位数に応じて授業料を徴収することがある。ただし、第 24 条及び第 31 条の規定により入学した者については、在学すべき年数を超えて在学する場合に適用する。

2 前項に規定する授業料に関する必要事項は、別に定める。

(納入期限)

第 55 条 学費のうち、授業料及び施設費は、次の納入期限までに、それぞれ半額を納入しなければならない。ただし、新入学者の入学金、第 1 学期分の授業料及び施設費は、入学手続き時に納入するものとする。

(1) 第 1 学期分 前年度の 3 月 31 日まで

(2) 第 2 学期分 当該年度の 9 月 19 日まで

2 実験・実習費は、必要に応じて徴収する。

3 特別の事情により、学費を期限までに納入できない者が、延納を願い出たときは、これを許可することがある。

(編入学者の学費)

第 56 条 編入学者の学費は、編入学をする入学年度の新入学者に適用する額とし、前条を準用する。

(再入学者の学費)

第 56 条の 2 再入学者の学費は授業料及び施設費とし、再入学をする年次の学費を適用する。

2 再入学者の第 1 学期分の授業料及び施設費は、再入学手続き時に納入しなければならない。

(休学期間の学費)

第 57 条 第 55 条の規定にかかわらず、休学期間の学費は、休学がその学期の全期間にわたるときは、在籍料として 1 学期につき 6 万円を納めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 27 条第 2 項ただし書に定める特殊の事由がある場合には、その全額を免除することがある。

(留学期間の学費)

第 58 条 留学期間の授業料及び施設費は、第 55 条の規定に従って納入しなければならない。

(復籍料)

第 59 条 第 34 条の規定により復籍を認められた者は、復籍料として、復籍する年度の入学金相当額を納入しなければならない。ただし、除籍後 90 日以内に復籍するときは、復籍する年度の入学金相当額の 1 割を納入するものとする。

(第 1 学期末で卒業する者の学費)

第 60 条 第 1 学期末で卒業する者は、第 2 学期分の学費納付を必要としない。

第 61 条 削除

(学費の返還)

第 62 条 既納の学費は、返還しない。

2 前項の定めにかかわらず、入学を許可されたものが、指定の期日までに入学を辞退したときは、入学金を除く学費を返還する。

第 16 章 学生寮

(学生寮)

第 63 条 本学に、学生寮を置く。学生寮は、建学の精神に基づき、生活を通じて社会訓練と人格形成を図るための教育施設をいう。

2 学生寮に関する規則は、別に定める。

第 17 章 厚生保健

第 64 条 削除

(健康支援センター)

第 65 条 本学に、健康支援センターを置く。

2 健康支援センターは、毎学年定期に、学生の健康診断を実施する。

(厚生施設)

第 66 条 本学に、学生会館その他の厚生施設を置く。

第 18 章 学生生活

(学生生活)

第 67 条 本学の学生生活は、すべて建学の精神に基づく。学生は、教職員の助言と指導のもとに、その生活を通じて建学の精神の体現に努めなければならない。

2 学生生活に関する規則は、別に定める。

第 19 章 公開講座

(公開講座)

第 68 条 本学は、大学教育の普及と社会奉仕を目的として、公開講座を設けることができる。

2 公開講座に関する必要事項は、別に定める。

第 20 章 学則変更

(学則変更)

第 69 条 この学則の変更については、大学執行部会議の意見を聴取した後、廣池学園理事会の議決を得なければならない。

附 則

この学則は、昭和 34 年 4 月 1 日から施行する。

(省略)

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から改定施行する。
- 2 第2条に規定する外国語学部、経済学部及び国際学部の入学定員及び収容定員は、令和2年度から令和5年度までの間は、次のとおりとする。

| 年度 | 学部 | 学科 | 収容定員 | 入学定員 |
|-------|-------|-------------|--------|------|
| 令和2年度 | 外国語学部 | 外国語学科 | 1,120名 | 220名 |
| | 経済学部 | 経済学科 | 620名 | 110名 |
| | | 経営学科 | 500名 | 110名 |
| | 国際学部 | 国際学科 | 80名 | 80名 |
| | | グローバルビジネス学科 | 80名 | 80名 |
| 令和3年度 | 外国語学部 | 外国語学科 | 1,040名 | 220名 |
| | 経済学部 | 経済学科 | 560名 | 110名 |
| | | 経営学科 | 480名 | 110名 |
| | 国際学部 | 国際学科 | 160名 | 80名 |
| | | グローバルビジネス学科 | 160名 | 80名 |
| 令和4年度 | 外国語学部 | 外国語学科 | 960名 | 220名 |
| | 経済学部 | 経済学科 | 500名 | 110名 |
| | | 経営学科 | 460名 | 110名 |
| | 国際学部 | 国際学科 | 240名 | 80名 |
| | | グローバルビジネス学科 | 240名 | 80名 |
| 令和5年度 | 外国語学部 | 外国語学科 | 880名 | 220名 |
| | 経済学部 | 経済学科 | 440名 | 110名 |
| | | 経営学科 | 440名 | 110名 |
| | 国際学部 | 国際学科 | 320名 | 80名 |
| | | グローバルビジネス学科 | 320名 | 80名 |